



# 帰宅困難者を出さないための日ごろからの備え



## ポイント1 平常時

- 災害時従業員が事業所内に待機等することを想定した計画を作成し、従業員へ周知する
- テナントビルなどでは、施設管理者とテナント入居者が連携し、役割分担を決めておく
- 一定期間（3日程度）従業員を留め置くために必要な水、食料、毛布、衛生用品等を備蓄する
- 事業者だけではなく、従業員自らも備蓄に努めるよう周知する
- 車両や発電機等の燃料をこまめに補給する
- オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置を施しておく
- 施設内の安全点検のためのチェック表を作成する
- 家族等との安否確認手段を定めておくことを従業員へ周知する
- 帰宅する順序や班編成、再出勤などの帰宅ルールを定めておく
- 定期的に訓練を実施し手順等を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う



## ポイント2 発災時

- 従業員に対し、身の安全の確保と落ち着いた行動をとるよう呼びかける
- 従業員や施設利用客の安否確認を行う
- 施設内の安全点検のためのチェック表に基づき、施設の安全確認を行う
- 従業員や施設利用客を必要に応じて安全な場所に避難誘導し、待機等させる  
※感染症が流行している場合は、三密にならないよう注意する。
- ラジオ等から必要な情報を収集し、従業員などへ周知する
- やむを得ず帰宅する従業員に対し、必要な物資を配布する



## ポイント3 混乱収束時

- 行政や関係機関（テナントビル、施設管理者を含む）から提供される交通機関の運行状況など、災害関連情報等により、従業員が安全に帰宅できるかどうか判断する
- 安全に帰宅できると判断した場合、あらかじめ定めた帰宅ルールに基づき、従業員を帰宅させる

お問い合わせ 仙台市 危機管理局 防災・減災部 減災推進課 ☎ 214-3048

防災に関する情報をホームページでも提供しています

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/anzen/saigaitaisaku/index.html>